

老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点

増額率 = $0.7\% \times 65 \text{ 歳になった月から繰下げ申出月の前月までの月数}$

(例) 66 歳 1 ヶ月…9.1% 67 歳 6 ヶ月…21.0% 70 歳…42.0%

【繰下げ可能年齢の上限】

- ・生年月日が昭和 27 年 4 月 1 日以前の方：70 歳まで
- ・生年月日が昭和 27 年 4 月 2 日以降の方：75 歳まで ※75 歳まで繰り下げた場合の増額率：84.0%

1 老齢基礎年金と老齢厚生年金で受給開始時期を変えることもできます

2 繰下げによる年金は、原則、繰下げ請求された月の翌月分からお支払いします

3 在職中の方は、在職支給停止額を差し引いた後の年金が増額の対象となります

65 歳以降で厚生年金保険の被保険者である場合は、在職支給停止額*を差し引いた額が、繰下げによる増額の対象となります。

* 老齢厚生年金の額と給与・賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。この支給停止となる年金額を在職支給停止額といいます。

4 66 歳前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、すみやかに受給開始の手続きを行ってください

66歳前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。すみやかに受給開始の手続きを行ってください。（ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。）

5 66歳以降に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、すみやかに受給開始の手続きを行ってください

66歳に到達した日以降に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます（他の年金を受け取る権利を有した日以降は、繰り下げて年金の増額ができません）。すみやかに受給開始の手続きを行ってください。なお、この場合、繰下げ請求により増額された年金を受給するか、過去時点の年金額で過去分の年金を一括して受給するか、いずれかを選択できます。（ただし、障害基礎年金または旧国民年金法による障害年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り、障害基礎年金等を受け取る権利を有した日以降も繰下げ請求ができます。）

6 繰下げ可能年齢の上限に到達したら、すみやかに受給開始の手続きを行ってください

繰下げ可能年齢の上限に到達した月を過ぎて繰下げ請求を行っても、さらに年金額が増額されることはありません。繰下げ可能年齢の上限に到達した後、繰下げ請求を行った場合は、上限年齢時の年金額で過去分の年金が一括で支給されますが、請求した時点から5年以上前の年金は、時効により受け取れなくなります。このため、繰下げ可能年齢の上限に到達したら、すみやかに受給開始の手続きを行ってください。

7 共済組合等の加入があり、複数の老齢厚生年金の権利を有する場合には、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります

共済組合等から支給される老齢厚生年金（退職共済年金）を65歳から受給している場合は、日本年金機構から支給される老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。また、繰下げ請求を行う場合は、共済組合等と日本年金機構のどちらか先に繰下げ申出を行った時点で両方の老齢厚生年金を繰下げすることとなります。

8 老齢厚生年金の繰下げを希望する場合、基金等の年金もあわせて繰下げとなります	
---	--

《基金加入者の方へ》

厚生年金基金または企業年金連合会(※)(基金等)から年金を受けている方が、老齢厚生年金の支給の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金もあわせて繰下げとなりますので、年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。

※ 《企業年金連合会への問合せ 0570(02)2666 ※PHS・IP電話からは03(5777)2666》

9 加給年金や振替加算は、繰り下げると支給されず、繰り下げても増額されません	
--	--

老齢厚生年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間は加給年金は支給されません。また、老齢厚生年金を繰り下げしても加給年金額は増額されません。

老齢基礎年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間は振替加算は支給されません。また、老齢基礎年金を繰り下げしても、振替加算額は増額されません。

10 繰下げによって、年金生活者支援給付金、保険料、税金等に影響がある場合があります	
--	--

老齢基礎年金を繰り下げの場合、受取開始までの期間は、低年金者に支給される年金生活者支援給付金は支給されません。このほか、繰下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

11 繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません	
-----------------------------	--

繰下げ待機中に亡くなられた場合で、遺族の方からの未支給年金の請求が可能な場合は、65歳時点の年金額で決定したうえで、過去分の年金額が一括して未支給年金として支払われます。

12 繰下げ請求により増額された年金を受給することのほか、過去時点の年金額で過去分の年金を一括して受給することもできます	
--	--

繰下げ請求により増額された年金を受給することのほか、以下の①・②のとおり、過去時点の年金額で過去分の年金を一括して受給することもできます。なお、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金、受給した年金生活者支援給付金や傷病手当金に影響がある場合があります。

①生年月日が昭和27年4月1日以前の方

65歳時点の年金額で過去分の年金を一括して受給することができます。ただし、請求した時点から5年以上前の年金は、時効により受け取れなくなります。

②生年月日が昭和27年4月2日以降の方

70歳到達までは65歳時点の年金額で、70歳到達後は請求の5年前時点の増額された年金額で、過去分の年金を一括して受給することができます。ただし、請求した時点から5年以上前の年金は、時効により受け取れなくなります。(なお、令和5年3月までに請求した場合は、70歳到達後も、請求の5年前時点の増額された年金額での支給は行われず、65歳時点の年金額での支給が行われます。)

13 65歳到達後に権利が発生した場合は、権利発生から1年後から、繰下げ請求ができます	
---	--

65歳に到達した日以降に年金の受け取りに必要な加入期間を満たして年金を受ける権利が発生した方は、権利が発生した日から1年経過後から、繰下げ請求が行えます。また、こうした方の増額率は権利発生日を起点に計算することとなり、繰下げ可能期間の上限は、権利発生日が平成29年3月31日以前の場合は権利発生日から5年間、権利発生日が平成29年4月1日以降の場合は権利発生日から10年間となります。